

第8節 外国金融機関等に対する検査

検査実施状況の概要（資料18-1-13参照）

外国金融機関等に対する検査については、「平成14検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において、「ルール遵守状況及びリスク管理状況の検証に重点を置いた効果的な検査を実施するとともに、グループの一体的な実態把握に努める。その際、外国当局との緊密な連携等を図る。」としているところである。

平成14検査事務年度においては、こうした方針に沿って、外国金融機関等に対する検査に順次取り組んできたところであり、平成15年6月30日までに、本庁において、銀行4行、信託銀行2行、保険会社3社、証券会社4社、投信会社及び投資顧問会社4社に対して検査を実施し、このうち、銀行2行、信託銀行2行、保険会社3社、証券会社2社、投信会社1社に対して、検査結果を通知している。

検査においては、外国金融機関等の法令遵守状況、リスク管理状況等について検証しており、検査結果を見ると、法令等遵守の状況及びリスク管理の状況等について、一部の金融機関に以下のような事例が認められた。（検査結果の概要参照）

なお、検査においては、バーゼル銀行監督委員会の合意に従い、外国金融機関等の本店等を監督する母国監督当局等と密接に連携を図っているところである。特に、外国金融機関等の中には、世界各地に業務展開し、その組織、業務、レポートインライン、内部管理体制が複雑なものが少なくないことから、母国監督当局だけではなく、我が国と同様の現地監督当局の立場にある他の海外監督当局との連携を強化してきている。

検査結果の概要

検査（平成13検査事務年度に着手した一部検査を含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

1. 銀行・信託銀行に対する検査

(1) 法令等遵守

銀行法や証券取引法等の規定に違反する行為が認められた。

グループ証券会社等との間で、業務の混在など業態間の利益相反や顧客情報等の守秘義務などの観点からの対応に問題ある事例が認められた。

コンプライアンス・マニュアルの整備が不十分であるほか、事後確認に必要な書類や記録の保存が不十分であることから、コンプライアンス・チェックが徹底されていないなど、法令等を遵守する体制が十分に整備されていないものが認められた。

(2) リスク管理状況

ア．市場関連リスク

取引限度枠や日中のポジションの管理が行われていないなどの問題点が認められた。

イ．流動性リスク

リスクのモニタリングやフロントへのけん制機能が不十分であるほか、流動性危機時への具体的な対応策が整備されていないなど、リスク管理が不十分なものとなっているものが認められた。

ウ．事務リスク

各種事務取扱規程等が未整備であったことから、当局への報告書等の記載誤りや重要書類の管理が不十分なものが認められたほか、苦情や事務事故についての報告体制の不備が認められた。

エ．システムリスク

データへのアクセス権の管理について不適切な事例が認められたほか、システム障害発生時の報告体制の不備が認められた。

(3) 監査

我が国法令等の認識が不足していることから、監査態勢が不十分であるほか、フォローアップ態勢が不十分であることから、指摘事項に対する必要な改善が実施されていない事例等が認められた。

2. 証券会社に対する検査

(1) 法令等遵守

ア．法令等遵守状況

在日支店の業務運営において、法務・コンプライアンス部門が十分なけん制機能を発揮していないことから、外国証券業者に関する法律や諸規則に違反する事例が認められたほか、不備・不適切な事項も多数認められた。主な事例としては、次のとおりであった。

外国証券業者が兼業業務を行うに当たり、当局の承認を受けず、あるいは当局への届出を行わず、当該業務を行っていた。

外国債券の販売に係る違反行為を行っていた。

イ．内部管理態勢

在日支店としての主体的な内部管理態勢が構築されておらず、内部けん制が有効に機能していないことに起因して、次のような問題点が認められた。

顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある取引を受託すること等について、その適切性の検討が不十分であった。

顧客情報等の管理が不十分であった。

取引価格の公正性の確保が不十分であった。

(2) リスク管理状況

ア．リスク管理態勢

グローバルベースのリスク管理が行われていることから、在日支店独自のリスク管理のための組織の整備や人員の配置が行われておらず、リスク管理態勢が不十分であるものが認められた。

イ．事務リスク

各種事務取扱規程等が未整備であったことから、当局への報告書等の記載誤りや重要書類の管理等が不十分なものが認められたほか、苦情や事務事故についての報告体制の不備が認められた。

ウ．システムリスク

システムのアクセス権限が不明確となっているものや、人事異動時におけるアクセス権限の抹消が行われていないものなど、システムリスク管理体制が不十分である事例が認められたほか、システム障害発生時の報告体制の不備が認められた。

(3) 監査等

在日支店としての監査体制が構築されておらず、内部監査が不十分となっているものや、本店等による業務実態の把握・管理が不十分であるものが認められた。